

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税の減免制度が一部変わります

被用者保険の被保険者の方が後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者の方（資格取得日に65歳以上の方）が国民健康保険に加入した場合、国保税が減免されますが、平成31年度以降は、その減免期間が資格取得後2年間に限定されます。

	30年度まで	31年度以降
所得割	免除	免除
均等割	5割減免	5割減免 ※資格取得後2年間
平等割 ※旧被扶養者の方だけ で構成される世帯のみ	5割減免	5割減免 ※資格取得後2年間

国民健康保険税の課税限度額が変わります

平成31年度から国民健康保険税の課税限度額（課税の上限額）を国の基準に合わせます。なお、国保税の税率については変更ありません。

	現行	改正後
医療分	540,000円	580,000円
支援分	190,000円	190,000円
介護分	160,000円	160,000円
合計	890,000円	930,000円

問合わせ
国保年金課 ☎0661

各種証明書のコンビニ交付サービスの利用店舗の追加について

マイナンバー（個人番号）カードを利用して、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で各種証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」につきまして、平成31年4月1日から、ミニストップでも利用可能となります。

利用できるコンビニエンスストア
全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ（4月1日以降）のマルチコピー機設置店舗

利用時間 6時30分～23時
※土日祝日も利用可能
※12月29日～1月3日およびシステムメンテナンス日を除く。

取得できる証明書、手数料

- ◇住民票の写し 1通200円
- ◇印鑑登録証明書 1通200円
- ◇市・県民税課税・所得証明書 1通200円
- ◇戸籍謄・抄本 1通450円
- ◇戸籍の附票の写し 1通200円

利用できる方
半田市に住民登録をしている方で、利用者証明用電子証明書を格納のマイナンバーカードをお持ちの方
※課税・所得証明書は最新の1年分に限りませぬ。

※非課税証明書および児童手当用は取得できません。
※戸籍謄・抄本、戸籍の附票は、本籍が半田市の方に限りませぬ。

問合わせ
市民課 ☎0631

心身障がい小中学生 入学祝金を支給します

心身に障がいのある児童・生徒の入学をお祝いし、入学祝金を支給します。

支給対象

平成31年4月1日に市内在住で、小中学校及び特別支援学校（小・中学部）に入学する身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている児

児童・生徒 申請

対象となる可能性のある方へ必要書類を郵送しますので4月19日（金）までに地域福祉課へ
申請に必要なもの
郵送された書類、各種障がい者手帳、認印、本人または保護者名義の通帳

問合わせ
地域福祉課 ☎0643

カラスの巣作りによる 停電防止にご協力を

例年2月中旬から6月上旬までの間、カラスの巣作りが活発になります。電柱や鉄塔にカラスの巣を発見した場合は、お近くの中部電力までご連絡ください。カラスの巣は金属製ハンガーや針金などの電気を通す材料が使われています。これらが電線に接触することで停電が発生することがありますので、ハンガーなどを屋外に放置しないようにご協力をお願いします。また、電線に停留している鳥からの糞害などでお困りの方もご連絡ください。

問合わせ
中部電力(株)電力ネットワークカンパニー半田営業所
☎0120-9851232